

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年7月6日
【会社名】	株式会社秋田銀行
【英訳名】	THE AKITA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 新谷 明弘
【本店の所在の場所】	秋田市山王三丁目2番1号
【電話番号】	018(863)1212(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営企画部長兼デジタル戦略室長兼 サステナビリティ推進室長 芦田 晃輔
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目13番1号 株式会社秋田銀行 東京事務所
【電話番号】	03(3564)3117
【事務連絡者氏名】	執行役員東京支店長兼経営企画部東京事務所長 林口 哲也
【縦覧に供する場所】	株式会社秋田銀行 東京支店 (東京都中央区京橋三丁目13番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月28日開催の当行第119期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金35円

総額628,268,760円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月29日

2 別途積立金の積立に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款を変更する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に新谷明弘、皆川剛、三浦力、三浦寛剛、芦田晃輔、辻良之、榊純一、中田直文、柿崎環の9氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役に佐藤雅彦、工藤重信、小林憲一、面山恭子、長谷部光哉の5氏を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役に松井秀樹氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	136,685	124	0	(注)1	可決 99.32
第2号議案 定款一部変更の件	136,668	141	0	(注)2	可決 99.31
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件				(注)3	
新谷 明弘	106,546	30,263	0		可決 77.42
皆川 剛	120,737	16,072	0		可決 87.73
三浦 力	135,494	1,315	0		可決 98.45
三浦 寛剛	135,454	1,355	0		可決 98.43
芦田 晃輔	135,491	1,318	0		可決 98.45
辻 良之	105,453	31,356	0		可決 76.62
榊 純一	122,868	13,941	0		可決 89.28
中田 直文	106,120	30,689	0		可決 77.11
柿崎 環	135,656	1,153	0		可決 98.57
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件				(注)3	
佐藤 雅彦	124,643	12,166	0		可決 90.57
工藤 重信	135,206	1,603	0		可決 98.25
小林 憲一	125,731	11,078	0		可決 91.36
面山 恭子	125,131	11,678	0		可決 90.92
長谷部 光哉	135,728	1,081	0		可決 98.62
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件				(注)3	
松井 秀樹	110,511	26,298	0		可決 80.30

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上